

上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置 (所得税と異なる課税方式による個人住民税の課税選択)

平成29年度税制改正の大綱で、特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、平成29年4月1日から所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることが明確化されました。

具体的には、特定上場株式等の配当所得等を含めた所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告で記載された事項を基に課税できること等を明確化するための改正がされたものです。

あくまでも、申告者様の判断の下、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。



申告期限

市民税・県民税納税決定通知書が送達される日まで

<給与から納める方（特別徴収）は5月20日頃、納付書で納める方（普通徴収）は6月10日頃発送予定>

※納税通知書が届いた後で提出された場合は適用となりません。

申告方法

下記①～③の全てを申告期限までに提出してください。

① 市民税・県民税申告書

※氏名・住所・生年月日等の個人情報の欄を必ず御記入ください。

② 上場株式等の譲渡・配当等の選択課税申告書（本紙表面）

③ 確定申告書の控えの写し

<注意>

記載誤りがある場合には、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告不要制度を選択した場合、配当割、譲渡割、及び配当控除の適用はありません。

